

メディキット県民文化センター（宮崎県立芸術劇場）
ホームページリニューアル業務委託仕様書

1 業務の目的

メディキット県民文化センター（宮崎県立芸術劇場）（以下「甲」という。）のホームページは導入後10年以上が経過し、その間、ホームページ利用者の増加やスマートフォン等の普及による閲覧環境の変化により、求められるニーズに対応しきれない部分が発生していることが課題となっている。より多くの方に文化芸術の魅力と最新情報を届ける情報発信ツールとして充実させるため、WEBサイトをコンテンツ・マネジメント・システム（以下「CMS」という。）を採用したリニューアルにより、利用者サービスの向上を図るものとする。

また、管理者によるCMSを用いたウェブサイト運用における業務効率の向上を目指す。

2 業務概要

本業務は、ホームページを開設するにあたってのリニューアルデザインの作成、ページ構成、構築、スマートフォン対応、運用マニュアルの作成までを含めた、ホームページ開設に伴う業務全般とする。

また、リニューアルに伴う次年度からの保守・管理・運用費は別途契約とする。

3 委託期間

契約締結時から令和3年3月31日まで

4 予算上限額

3,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は契約予定価格を示すものではない。

※上記金額は、別途仕様書に明記した企画内容の履行までに要する全ての経費を含む。

※次年度以降の保守・管理・運用費は別途見積となる。

5 ホームページの内容等

(1) 全体について

ア 現行ホームページ <http://www.miyazaki-ac.jp/>の全配下ページを構築するが、新たなサーバーを用いる場合においても、現行ホームページのドメインの引き継ぎを行うこと。

(URL、メールアドレス)

イ 劇場の魅力を発信する機能や仕組みをつくる。

当館に対して、興味や関心、親しみを持ってもらえるように、魅力を発信する機能や仕組みをつくる。

ウ 閲覧者への配慮を重要視する

多様化する利用環境（スマートフォン、タブレット端末、ブラウザ、通信回線等）に配慮し、利用者の視点に立ち、誰にでもわかりやすく、使いやすい WEB サイトを構築する。

エ 拡張性を確保する

閲覧者及び当館職員のニーズの多様化や高度化、情報発信の状況変化等、将来的な変化にも柔軟に対応できる拡張性を確保する。多言語対応については、日本語と英語に対応する。

(2) コンテンツについて

ア コンセプトやデザインなどに配慮し、ホームページを構成する各コンテンツを作成すること。

イ ホームページの構成は、受託者（以下「乙」という。）と協議を行った上で決定するものとする。また、閲覧者にとっての使いやすさを優先し、タイトルを見ただけでコンテンツの内容を想像できるカテゴリ分類となるよう、設計を行うこと。

ウ 複数のアクセス経路から目的のコンテンツに到達できること。

エ 掲載する画像素材・テキストについては、概ね当財団が提供するものとするが、協議の上、一部は委託業務に含む場合がある。

(3) CMS の導入

ア 当財団職員によるコンテンツの作成・更新・管理等が容易に行うことができ、操作性に優れていること。

イ Word や Excel の操作感覚での入力・更新やコピー&ペーストによる操作・処理も行えるなど、作業効率の向上及び省略化が図られること。

ウ 公開予約、公開期限、サイトマップの自動生成などの管理機能が充実していること。

エ 検索エンジン、バナー広告、カレンダー機能、地図検索、動画配信等の付加機能が設定できること。

オ CMS 導入後メンテナンス等の運用経費が低く抑えられるシステムとする。

(4) SEO への配慮

一般的なディスクリプションとキーワードの設定を施し、検索した際に当館のホームページに容易にたどりつけるようにすること。

(5) アクセス解析機能

ホームページのアクセス状況を確認することができる機能（Google アナリティクス等）を各ページに付加すること。解析については、訪問数を調べるページビュー機能、アクセス経路を解析する機能、パソコンからのアクセスかスマートフォンやタブレット端末からのアクセスなのかを分析するサイト分析機能を持ち、常時、解析状況を確認できる仕様とす

ること。

(6) 追加提案

上記(1)～(5)以外に、独自の企画がある場合は別途提案すること。また、この独自企画については、評価対象として重要視する。

6 業務詳細

- (1) スマートフォン利用者が横スクロールをすることなく閲覧できるよう、レイアウトを最適化することができるコンテンツを作成すること。
- (2) トップページ、各ページに統一性を持たせたデザインであること。
- (3) アクセシビリティ対応について、宮崎県ウェブアクセシビリティの方針のとおり「JISX 8341-3：2016 高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス-第3部：ウェブコンテンツ」で定めるウェブアクセシビリティ配慮について、適合レベル「AA」に準拠すること。
- (4) ホームページのリニューアル後、どの業者であっても年間の保守・管理・運用ができるようにプログラムを組み立て、年間の保守管理業者に情報提供するなど、適宜対応すること。
- (5) 甲がホームページを管理運用する上で、リニューアル後の運用負担を軽減するための実装設計や設定を行うこと。
- (6) データの消失を防ぐために、コンテンツのバックアップを適宜実施すること。
- (7) 外部からの不正アクセスやデータ改ざん等の悪意ある攻撃を受けた際、乙の経験上起こりうる問題について、速やかなデータ復旧など必要に応じ適切な対応を行うこと。
- (8) 原則として Flash Player を必要とするコンテンツは掲載しないこと。
- (9) ホームページのコンテンツ更新、承認、管理に係る操作マニュアルを作成すること。
- (10) 乙の専門的な立場から、将来的な技術革新や ICT を取り巻く社会情勢の変化等も見据え、本業務の委託費用範囲内で甲が要求している要件以外で、効果的な提案がある場合は、提案書に明記すること。
- (11) サーバ類は当財団内に置くことはせず、外部データセンター等において運用すること。

7 成果物の納入について

(1) ホームページのリニューアル

ホームページデータをサーバへアップロードし、リニューアルした甲のホームページを閲覧することができるようにすること。

公開にあたってはパソコンおよびスマートフォン環境（下記9-(2)参照のこと。）において必要な動作検証を行うこと。

(2) 保守・管理・運用

ホームページ制作着手後から委託期間終了までの間、ホームページの保守・管理を行い、必要な対応（動作検証、不具合等の修正）を行う。また、業務履行期間内に軽微な修正・追加を甲が要望する場合、速やかに内容を協議のうえ、対応すること。

8 実施スケジュール

詳細なスケジュールについては、甲と乙との間で協議のうえ決定することとするが、概ね、以下の日程を想定すること。

(1) 委託期間

契約締結時から令和3年3月31日（水）

(2) 運用開始

開設日を業務スケジュールにて提出すること。なお、令和3年3月上旬にはテスト環境等で仮公開が可能のこと。

ア 暫定開設 令和3年3月下旬

イ 全開設 令和3年4月1日（木）

(3) 保守・管理・運用期間

運用開始日（令和3年4月1日）から令和4年3月31日で、次年度以降は一年ごとの保守・管理・運用契約とすること。

9 ホームページ制作及び管理に係る要件

(1) システム要件

甲のホームページの作成及び新着情報システムの構築など必要な設定を行い、利用可能な状態にすること。

(2) 対応ブラウザ

Internet Explorer 11 以上, Microsoft Edge, Google Chrome 最新版, Firefox 最新版, Safari 最新版で閲覧した場合、レイアウトやデザインの崩れがないこと。また、スマートフォンで閲覧した場合でも情報の欠落がないこと。

10 テスト検証について

リニューアル作業期間に動作テスト・表示確認を行うものとし、非公開のテストサイトを別途準備して、デザイン及びコンテンツの調整・確認を行うこと。

11 成果品

(1) 成果品

- ア ホームページデータのサーバへのアップロード（上記7参照のこと。）
- イ 成果品報告書
- ウ 操作マニュアル
- エ 議事録等
- オ リニューアルホームページの電子データ（DVD-R等）

(2) 提出先

〒880-8557

宮崎県宮崎市船塚3丁目210番地

公益財団法人宮崎県立芸術劇場 理事長 佐藤寿美 宛

1.2 業務の進行・処理・その他

(1) 乙は、業務の内容及び範囲について甲と十分打ち合わせを行いながら委託業務を行い、業務の目的を達成すること。

(2) 著作権

ア ホームページ及び SNS 作成に関する一切の著作権は甲に属するものとする。ただし、オペレーションシステム・ミドルウェア・CMS 等のパッケージは含まない。

イ 業務の範囲内で、第三者が権利を有する著作物又は知的所有権等を利用する場合は、受託者の責任において、その権利の使用に必要な費用を負担し、使用許諾契約に係わる一切の手続を行う。

ウ 制作物が著作物に該当する場合において、当財団が当該著作物を利用目的の実現のためにその内容を改変することができるものとし、その詳細については受託者と当財団の間で協議する。

(3) 守秘義務

本業務の遂行にあたり、乙は業務上知り得た事項を第三者に漏えいしないように十分注意すること。

(4) 賠償責任

乙の責により、甲又は第三者に損害を与えた場合には、乙がその損害を賠償すること。

(5) 疑義に関する協議

委託業務の遂行にあたり、疑義等が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定すること。

(6) 不良個所等の対応

業務完了後に、乙の責任に帰すべき理由による納品物の不良個所等があった場合は、乙は速やかに必要な修正等の対応措置を行うものとし、これに対する経費は乙の負担とする。

(7) 再委託

乙は、業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、成果品の品質向上のための委託、業務の効率性向上のための委託、宮崎県に本社を置く地元企業の技術力向上につながるための委託についてはこの限りでない。（再委託については、宮崎県に本社を置く地元企業を活用されたい） なお、この場合であっても書面による甲の承認を得ることとし、再委託先についても、乙と 同様の制約を負わせるものとする。